

- 6 -

80,000 Italians, while it would reunite with Yugoslavia over 100,000 Slavs. We feel however bound to ask that account be duly taken of the necessity of safeguarding the autonomy of the cities of Fiume and Zara, by the establishment of special Statutes. As to the remaining territories, since a clearcut ethnical borderline cannot possibly be drawn, the Italian Government are ready to stipulate with Yugoslavia, under the auspices of the United Nations -- or in any case to accept -- a mutual obligation for the granting of cultural guarantees and local autonomies to the minorities.

The Italian Government are fully alive to the importance of the harbor of Trieste for the bordering Countries and they are ready to cooperate in order to reach an arrangement which would guarantee both to the harbor and to its railway connections their particular functions. The Italian people intimately feel that a forcible transfer of population entails extreme suffering; however, they will not oppose an examination of this possibility, if and when requested by Yugoslavia.

Italy feels that co-operation is necessary with that Country in the field of economic relations and peaceful commercial trade: for this reason she will be all the more willing to accept the demilitarization of Pola, if requested, provided that the same measure be carried into effect for the naval base of Cattaro and on condition that the full independence of Albania constitute a further element of security and equilibrium in the Adriatic.

#### NORTHERN FRONTIER OF THE BRENNER PASS

The situation in the upper Adige region has undergone considerable changes since 1919. Italy has built in the district huge electric power-plants: those in the provinces of Bolzano and Trento represent 13% of the whole national output.

- 7 -

The potential hydroelectric power existing in this region is the only reserve left to Northern Italy for the development of the Po-Valley industries and the national system of railway communications. Italy has developed, mainly in Bolzano, chemical and mechanical industries with thousands of Italian workers.

An intense national-socialist feeling penetrated the German-speaking population before and during the war so that the region gave a conspicuous contribution of volunteers to the Nazi S.S. It is not true that this circumstance was brought about by a reaction against Fascism; on the contrary the campaign in favor of the options, which took place after 1939, was conducted by Italian agents in the name of the Third Reich, the most heated nationalists adhered to it, areas among farmers and former Austrian nobles, as the Minister Torgenburg -- to quote one outstanding example -- declared themselves for Italy. The result of the options was due to an intensive Nazi propaganda. The creation, to-day of a German "enclave" on the Italian side of the Brenner pass could be equivalent to establishing a cradle of future German nationalism, pioneered by those S.S. bands which are still roaming on the Alpine slopes.

Between 1919 and 1922, democratic Italy assured the German-speaking inhabitants cultural equality and representation in Parliament. Negotiations were also in progress with a view to establishment. Negotiations were also in progress with a view to establishing local autonomies in the whole of the Tridentine Venetia. The fascist dictatorship upset the local situation; but now the Italian democratic Government, in agreement with the A.H.G., has already taken proper measures with regard to German schools and a plan for local autonomies is being completed. The plan will be similar to the one already approved for the Post-Valley and will be a sound bulwark for every legitimate freedom.

the

0127

0128

- 8 -

It has been said that the conservative element in Austria would be strengthened by adding to that Country about 200,000 Southern Tyrolese. But, as a former deputy to the Viennese Parliament, I am deeply convinced that either it will be possible to set up a large and economically sound Danubian State, in which case the annexation of a few Tyrolese will be superfluous, or else a small and anemic Austria could only subsist as the protectorate of a great Power closely interested in the Danubian Basin.

Should the Italian and "Ladin" minorities of the Bolzano province and the economic interest of the whole of Italy be sacrificed to this uncertain future? And, moreover, does this precarious outlook warrant the doors of the Brenner Pass to be left wide open to a new German "Drang nach Süden"?

I venture to believe, my dear Secretary of State, that the above stated reasons for the preservation of the Brenner frontier will not be considered either narrow or selfish.

#### WESTERN FRONTIER WITH FRANCE

No difficulties should arise. So as to dispel all possible suspicions on the part of France, we signed an agreement on February, 28th, 1945 which, at the price of a great sacrifice for us, resigns every Italian claim on Tunis and every form of protection over those Italian laborers, workmen and professional men who through their activity have so considerably contributed to the economic development of Tunisia. On that occasion the French Government stated that they did not intend advancing any other claims than those relating to the Fezzan; now, however, they ask for adjustment of the western frontier. Even in this issue we have no intention of maintaining an uncompromising attitude.

Besides possible measures of demilitarization, we are willing to accept adjustment in the Vesubia and Tinea areas ("hunting grounds"), but the claim to Tenda and Briga Marittima appear, to Italian public opinion, to be wholly unwarranted.

Direct

0129

- 9 -

Direct and friendly negotiations between the two Countries in order to reach an equitable and rapid solution of these issues, will be preferable to any other method.

#### IONIAN ISLANDS

For public works, agricultural reclamation, industries and artisan activities, artistic and cultural development in the Aegean Islands (Dodecanese), Italy has spent millions over millions since 1912. The Italian people would willingly see them entrusted to Greece as a compensation and as a token of friendship between the two Mediterranean Countries.

However, the Italian living in Rhodes -- whose activity has been intimately connected with the economic life of the island for many years -- should be afforded, through suitable guarantees, the possibility of carrying on their work.

#### SOUDIEN

Before Mussolini's invasion of Ethiopia, democratic Italy never considered colonies as a tool for imperialism, but rather as a means for absorbing Italy's surplus manpower. Present democratic Italy considers them in this same light. To inconvertibility, therefore, appears to exist on principle between the interests of Italian labor and the administrative method of a trusteeship. In practice, however, such a collective method hardly corresponds to the peculiar necessities of the Italian colonies, owing to the difference between the Italian colonial conception and praxis founded on emigration, and the Anglo-Saxon system mainly based on raw materials and markets.

As regards the four Libyan provinces and the single colonies, I beg to refer to the Memoranda which we are ready to submit on each subject.

I only wish to mention two questions which, according to information received, appear to be the most debated; the ultimate fate of Cyrenaica and of Tripoli.

0130

We gather that while no objections are raised against Italian sovereignty in Tripolitania, strategic guarantees are being sought in Cyrenaica in order to afford full security to the bordering Countries and to the international sea routes. We believe that such a security could be obtained through the establishment of "strategic areas", air and naval bases and other guarantees in the Tobruk sector and in Marjaria, without depriving Italy of the sovereignty on the Cyrenaica plateau, which she has already partly transformed into a suitable territory for her agricultural emigration.

Similarly, if even for Somaliland trusteeship system could be discussed, in our old colony of Eritrea the maintenance of Italian sovereignty is essential. This is fully reconcilable with Ethiopia's requirement for a free outlet to the sea, for which purpose Italy has built the road leading from Dessie to Assab. This access could be guaranteed either within Italian territory or, if requested, through frontier rectifications. Furthermore, to meet the legitimate requirements of the northern Abyssinian regions, a free zone could be established at Massawa.

As to other details and other questions of an economic character, I have asked Ambassador Turchiani to supply all necessary information.

In this letter I have confined myself to tracing the outline of a solution which cannot be considered an Italian national solution, but rather a contribution to international reconstruction and cooperation on the basis of a just peace, envisaged not as a punishment for the past, but as a foundation for a better European future.

I have not followed the traditional methods of expounding maximum propositions from which to recede to other possible ones: I have rather preferred to admit as once and frankly the sacrifices which we felt duty bound to make and to mention the conditions which appear to us necessary in order that the Italian people be enabled to collaborate effectively in the new world settlement founded on justice.

This

This procedure must be taken as another proof of Italy's absolute confidence in the sense of justice and in the understanding of the United States of America and of their representative to the London Conference.

For the successful outcome of this Conference I beg you to accept my best wishes. In expressing them I know I am interpreting the feeling of the hard working Italian people, who sincerely trust that the United States will impress upon the Conference the full meaning of their ideals of human brotherhood and social justice.

Believe me, my dear Secretary of State, with the highest consideration,

Very sincerely yours,

A. DE GASPERI

From the Secretary of State to Italian Foreign Minister, De Gasperi:

SEPTEMBER 4, 1945.

MY DEAR MR. MINISTER:

I am grateful for your communication of August 22, 1945, setting forth the Italian views on the general nature of the peace treaty with Italy and on certain territorial problems. This frank and statesmanlike exposition of the Italian point of view is most useful and will receive careful study.

You are, I am sure, fully aware that the objective which the United States will pursue in negotiating the treaties of peace will be the safeguarding of its permanent interests through the establishment of a just and lasting peace. I know that aim can only coincide with the interests and intentions of all countries concerned. The experiences of this war have proved how fatally the fate of all of us is interwoven with the fate of each and how much the future of civilization depends upon resolute cooperation in the work of peace.

This

- 13 -

This Government has always desired Italy to take her place in the post-war world as a real factor for peace and progress in Europe. It is convinced that the peace treaty with Italy must be such as to permit the energies and talents of her people to serve the great work of national and international reconstruction. I am confident that cooperative Italy approaches the forthcoming negotiations with realistic awareness of the general necessities as well as of her own, and with full comprehension for the legitimate interests of her neighbors and their need for reassurance that Italy is wholeheartedly pledged to the principles and practices of peaceful collaboration.

Your assurances that Italy is ready to cooperate with her neighbors are received with satisfaction. I also note with pleasure your reference to the intentions of the Italian Government to guarantee full freedom to any minority groups in Italian territory, repudiating the futile set-aside spirit of the past. The United States will watch with keen interest the implementation of this policy of tolerance and understanding which is rightfully part of the whole process of restoring promptly to the people of every region of Italy, without distinction of race, language, or creed, their rights and direct responsibilities as free citizens of a free country.

I am, dear Mr. Gasperi,

Sincerely yours,

JAMES H. BURNES

(2)

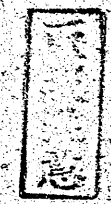
一九四八年十二月

「対日平和問題の経過及び現状」

條約及条約課

解除  
第2回公開

秘



昭和二十三年十二月

1948

対日平和問題の経過及び現状

全及の「調書」に  
外務省條約局條約課

西村記

目次

一、発端.....一  
 元帥声明、平和予備会議招集に関する米國提案.....一

二、経過.....一  
 米國提案をめぐる米・ソの対立と中國の態度.....一  
 中國の妥協提案とソ連の提案.....二

三、現狀.....三  
 対日平和遅延の原因.....三  
 対日平和遅延と米國の対日政策.....三  
 対日平和と主要關係國の動向.....四

(一) ソ連邦.....五  
 (二) 英連邦諸國.....六  
 (三) 中國.....六  
 (四) その他諸國.....七

四、結語.....七



### 対日平和問題の経過及び現状

#### 一、発端

平和條約締結の前提たる日本の民主化及び平和國家化は、日本政府及び國民の眞しな努力と連合軍当局の適切な指導により、速やかに進ちよくしたのであるが、終戦後の國際情勢の變轉は、平和條約締結の時期についての見とおしを困難ならしめ、連合軍の日本占領はようやく長期化の様相を帯びるに至つた。

このような情勢に対して、速やかな平和條約の締結と占領の終止を最初に提唱したのは、連合國最高司令官マ元帥その人である。すなわち昭和二十二年三月十七日付の元帥の声明を契機として、対日平和促進の氣運は特に米國において高まつた。かくて同年七月十一日付をもつて、対日平和予備會議招集に関する提案が米國政府から発せられるに至つた。この提案が、本問題に関する連合國間の外交交渉の発端をなしたわけである。

米國政府提案の要点は、極東委員会参加の十一國をもつて會議を構成すること及び議決方式を三分の二多数決として、いかなる國の拒否権も認めないことにあつた。

#### 二、経過

##### (一) 米國提案をめぐる米・ソの対立と中國の態度

米國政府の提案に対し、ソ連・中國を除く極東委員会参加諸國は、原則的にこれを承認する旨回



答した。ソ連は、四大國外相會議の方式(従つて拒否権を含む)に従うべきことを強硬に主張した。又中國は、議決方式に關し、拒否権の確保を希望しつつ、態度を留保した。

米・ソの間には、七月十一日付米國提案をめぐり、八月末に至るまで数次の覺書による意見の交換があつたが、相互にその立場を譲らなかつた。他方、英連邦諸國は、キャンベラに會議を開き(昭和二十二年八月二十五日—九月二日)、対日平和問題について協議し、米國提案の原則に同調することを再確認した。このようにして一時は、ソ連の同調を得られない場合には、ソ連を除外した対日平和予備會議招集の可能性も考えられたようである。ところがこのような動向に対して中國は、ソ連除外の対日平和に反対の意向を明らかにし(九月九日張群行政院長聲明)、米國の意圖した平和予備會議の招集問題は、「とんざ」をきたした。

(二) 中國の妥協提案とソ連の提案  
ついで同年十一月十七日、中國政府は、対米・英・ソ覺書によつて米・ソの妥協を策する一提案を行つたが成功しなかつた。

中國政府提案の要旨は、(1) 予備會議開催の時期は、四大國の合意によること(ソ案) (2) 極東委員會の全構成國をもつて會議を組織すること(米案) (3) 議決は、四大國の拒否権(ソ案)を含む單純多数決制によることであつた。

他方、ソ連政府もそれによつて中國において特別四大國外相會議の開催方を中國政府に申し入れたが、中國政府の承認するところとならなかつた。そこでソ連政府は昭和二十三年一月三日重ね

て、四大國以外の國の諮問的地位における参加を認めて四大國の特別外相會議の招集を提案した。この提案は、四大國以外の國も一定の條件で参加させる点で、ソ連の一の譲歩として注目されたが、拒否権保持の点については、依然態度を変えなかつたので、英・米これを承認せず、中國もまた拒否するに至り、結局対日平和問題に關する対立打開の契機とならずに終つた。

三、現狀

以上が發端から昭和二十三年初頭に至るまでの対日平和問題に關する連合國側の外交交渉の経過であり、この間においては比較的活ばつた交渉が見られた。しかも前記のソ連提案を最後として、対日平和會議招集の問題に關しては何國からも具体的な提案は行われず、本問題は、一旦振出しにもどつた形のまま今日に至つてゐる。

(一) 対日平和遅延の原因

このような対日平和遅延の原因を見るに、それには、すでに述べたような形式的な會議の構成や議事手続に關する意見の不一致の外に、その背後に根本的には(イ) 対日平和の條件たる賠償、經濟水準その他の基本問題に關する打開困難な意見の不一致の存すること、(ロ) かつて加えて全般的國際情勢がその後ます(緊迫の度を加まつてゐることをあげなければならぬであらう。

(二) 対日平和遅延と米國の対日政策

このやうな情勢に對應して、対日占領についての主要な責任と負担を有する米國の對日政策は、特に昭和二十三年初頭來顯著な轉換を示した。

すでに年頭ロイナル米國陸軍長官は、反共防壁としての日本の強化を主張した(昭和二十三年一月十八日付マニラ通信)。又同年一月十八日付マニラのロイヤル陸軍長官も書かんにおいて、元帥は、対日平和條約は、すでに締結されべきもの(バスタ、デー)であるが、同條約は、予測しうる將來には締結を望み得ないとして、このような情勢下において日本をできる限り事実上の平和的基礎の上に置くべきことを提唱している。その後ストライク委員会の賠償緩和の報告があり、ケナン、ドレイパー等の使節團の訪日に次いで日本自立のための対日経済援助政策も逐次具体化された。最近では総司令部から米本國に派遣された代表團によつて一層高度の対日援助計画が立案報告されている旨伝えられる。又このような動きに関連して一部では対日管理の緩和が米本國において考究されているとも伝えられた。

かような動きは、各般の情勢上、対日平和會議の早期開催を困難と判断した米國の施策である。このような米國の態度は、決して正式な対日平和の早期処理を断念したことを意味するものでないことは、連年のパリ國連總會において(九月二十三日)マーシャル國務長官が、日・独との平和條約の早期締結を要望しているのにも見てもわかることである。

(三) 対日平和と主要關係國の動向

前項に述べた米國の対日政策の発展が關係國の疑と警戒を招いていることは否み得ない。米國の対日政策に対する關係國の批判は、第一に米國の対日援助政策が日本の再侵略を可能にする程

度にまで日本を強化しはせぬかとの危懼に基き、第二に米國の一方的な政策推進の結果、米國の対日發言権がますます強化されて他國の立場が無視されはしないかという懸念に基くものようである。

従つて最近はこのような見地からの米國の対日政策に対する批判とともに、米國独自の対日政策の推進に速やかに終止符を打たせようとする意圖を包蔵する対日平和促進論が再び次第に活びつになりつつあるように認められる。しかし、これらの批判や論議にかかわらず、米國は一貫して前述の独自の政策を推し進める意向のようであり、現に最近の中國内戦の悪化に関連し対日援助の一段の強化を主張する向きもある現状である。左にこの間に処する主要諸國の動向を摘記する。

(1) ソ連邦

米國の対日援助政策の進展につれて、最近特に対日平和促進に積極的となつていられると思われるのはソ連邦である。まず昭和二十三年九月十三日ソ連政府は、非公式であるが、(在ワシントン、ソ連大使館発行の月刊ソ連情報ブレタインを通じ)米國の対日政策を非難し、対日平和の早期締結と占領軍の撤退を希望するソ連の政策を明らかにした。又、九月二十三日極東委員会におけるパニューシキンソ連代表の行つた日本平和産業の無制限復活と戦争能力復活防止のため日本の産業を今後数年列國の共同管理に置かんとする提案の如きも、複雑な含みを有すると思われるが、結局対日平和の促進を希望するものにはかならない。その他、革命記念日におけるモロトフ外相の演説も、対日平和の促進を希望している(モスコローUP十一月七日)。

モロコシ外相の演説は、米國大統領選挙の直後に行われたものであつて、演説中、共和黨の政策を非難したことは、トーマン政権に対する一應の好意を示したものと見られ、米・ソ關係打開のため、米・ソで大統領との交渉に應ずる用意のあることを示唆したのではないかとこの點も行われた。

(2) 英連邦諸國 英連邦諸國、なかんずくオーストラリアは、最も熱心な対日平和促進論であるが、米國の対日援助政策には多分に警戒的であるとみられ、それだけ対日平和の早期締結を希望しているものと思われる。英連邦諸國の対日平和促進に対する希望は、昭和二十三年十月中旬のロンドン英連邦會議において再び確認された。

#### (3) 中國

中國の対日平和促進は、一貫した政策とみられる。特に昭和二十三年にはいつてから中國においてはこれに関する一般世論も大いに高まり、又張群前行政院長の訪日、國連總會に対する王外交部長の働きかけ等もあつた。本來中國は、この問題に対して積極的に乗り出すことが期待される國の一であり、且つ、米・ソの中間勢力としての中國の動向は、從來とも注目されてきたところである。しかし、最近の中國の國內事情の悪化は、本問題に関する中國の立場をはなはだしく弱体化し、当分中國からの積極的働きかけを期待できぬか、又はこれがあつても、その効果は期待し得ない状態となつた。

#### (4) その他諸國

一般の國連總會においては、日・独との平和條約を促進するための大國の努力倍加方を要請したメキシコの提案が行われ、フランスはこの提案は「全世界が最も心配していた問題」を提起したものと見てこれを支持し、じ余の諸國もこれに賛成して全会一致をもつてこれが採択を見た。(十一月三日)又總會の最終日(十一月十二日)に當り、リー事務局長は、明年四月の總會には、すべての大國が今次大戦の最終的平和處理に到達するため努力を新たにすることを決意をもつて参集されたい旨の希望を表明した。これらは、とりもなおさず、今日の國際的議論を反映するものと見ることができよう。

#### 四、結語

要するに、今日世界の大多数の國は、対日平和條約の速やかな締結を希望していることは疑いなく、それにもかかわらず、平和會議開催に関するデッド・ロックは依然解決のしよ光を認められない。ただ、現下の國際情勢と米國の政策に照らし、対日平和問題の当面の方向は、正式な平和條約の締結よりも、部分的に、且つ、段階的に平常状態を回復していくという道を、除々にではあるが、たどりつゝあるものと見る事ができる。これが、今日下しうる唯一の結論である。

(3)

一九四九年一月

パリ平和会議におきま  
る表明を以て  
イタリア政府の見解

解除  
第7回公開



昭和二十三年十二月

パリ平和会議において表明された  
イタリア政府の見解(一)  
〔政治、領土篇〕

條約局條約課

目次

- 序
- 一 全般的事項
- 二 條約前文
- 三 領土問題
- 四 割譲地住民の身分
- 五 人権及び基本的自由の尊重
- 六 他枢軸國の平和條約の承認
- 七 ロンゴ盆地諸條約
- 八 二國間條約
- 九 戦争犯罪人

パリ平和会議において表明されたイタリア政府の  
見解(一)

(政治、領土篇の部)

序

今般一九四六年夏パリにおいて開催された歐洲枢軸五カ國の平  
和條約案作成のための會議に關する文書が入手されたが、その  
外相會議作成に係る條約草案に對してイタリア政府の提出した  
意見書は、日本の立場からも参考になる点が多いので、とりあ  
えず右意見書中わが國の將來の平和會議の爲めに特に注目を要する  
諸点をとりあげて略述することにした。

一 全般的事項

パリ平和會議は一九四六年七月二十九日から十月十五日まで  
二十一日カ國の参加を見て開催された。これより先一九四五年十  
二月のモスコイにおける外相會議において、草案に關する準備  
が完了次第會議を即ち、他の連合諸國及び旧五敵國をして條約  
に對する見解を公に陳述せしめ、且つその見解を考慮に入れる  
ことが決定されていた。  
この方針に従い會議事務局は、(1)枢軸國代表は八月二十日夜  
十二時まで文書をもつて草案の條項に對する見解を會議の事

- (一) このようを狀況であつたので、イタリア國政府の提出した見  
解は各條項について、簡潔なメモランダムを形をなしてあり、  
その長さも最も長いものでも四六倍版の用紙に數頁であり、  
その起草も關係官で分担したと見えて用語、体裁の一致を欠  
いておひり、例えば草案にたいするコメントの後に、イタリア  
側提案の案文を附したのもあり附さないうものもある。  
(二) しかし特定の問題については、詳細な資料を予め各國全權團  
に配布していたようであり、覺悟中にその種資料に言及して  
又草案の條項の改訂を要求しつつも、容れられなければあ  
改善の希望案を開陳する形式をとつて、ある場合もある。又  
タリテア主張の論拠として前大戦後の平和條約その他の先例  
に言及している点もある。  
(三) 文章の調子は非常に強く、原案は「いかなる理由から  
ステファニーし待ない」とか、原案によつて「何の利益がある  
か」等殆んど對等交渉の態度を執つて「何の利益がある  
イタリア國の特殊の地位、イタリアに好意的な國の多かつた

事實等イタリヤを困る当時の國際的雰囲気の良かつたことに負う点もあろう。因におイタリヤの提案は、殆んどアクセプトされていぬ。これは條約成立をいそいだため將來の予約に類するイタリヤの申出は、イタリヤの立場を認めないのではないが、平和條約に挿入することを一應とりやめたのに因る点も少くなく、その後と祭せられる。又平和條約には採用せられなくとも、その後各連合國との個別措置でイタリヤの希望が参酌されている。処が多々あるのは注目すべきである。

二 條約前文

イタリヤが、前文にかかげられた一切の同盟及び連合國並びに他の連合國と戦争状態には入つたとしてゐる点に關し、これら諸國中にはイタリヤが直轄を布告せず、彼等も對伊宣戦をしなかつたばかりでなく、敵對行為も相互間に存せず、又在伊當該國民がなんらの對敵措置を棄らなかつたものがある点を指摘してゐる。(前文中の同盟連合國中にエテイオピア國が含まれてゐるが、日本の場合には朝鮮について同様の問題が起り得るかも知れない。イタリヤが第二次大戦中エテイオピアに對してなんらかの對敵措置を執つたかどうかについては抗弁中は触れてない。)なお、この点に關するイタリヤの抗弁は採択され

三 領土問題

(一) ヴェネチア・チュリア地区の分離 (草案第三條、四條、十六條、條約第三條、四條、二十一條)

本件はイタリヤ平和條約において徹頭徹尾紛糾の対象となつた問題だけであつて、イタリヤ側の論調も非常に強硬である。本件に關してはこれより以前既に四回に亘り(一九四五年中に二回、一九四六年春一回、更にパリ平和會議の本會議一九四六・八・一〇に)おいて一回一文書又は口頭をもつてイタリヤ側の希望を連合國側に表明してあつたが、今回の覚書において一全イタリヤ人特にヴェネチア・チュリア地区住民の希望を説明する意味において、いかなる人種的、歴史的、地理的、経済的又は道義的理由も、常に自己をイタリヤ人と考へ、今後イタリヤ人であることを願望する住民をイタリヤから分離することをチアシチアイするものでない一と結んでゐる。ただ今次戦争による領土不擴張を約した大西洋宣言等連合國側の文書に言及するのを拒否される場合は注目に値する。又若しイタリヤの境界、及びトリニスト自由地域の拡大に對するイタリヤ側の見解を述べられている。草案第十一條(草案第十一條)イタリヤ海及びイオニア海に於ける漁業権(草案第十一條、草案第十一條)イタリヤに譲渡されるペラゴース島及び隣



接請島においてイタリア國の漁夫が、一九四一年四月六日以前に同所においてユーゴスラヴィア國の漁夫が享有していたところと同一の権利を享有する旨規定してゐるに止まるが、イタリア國政府の意見書は、イタリアの食糧事情の困難とアドリア海漁業の重要性を述べて、平和條約實施後六カ月以内使を律する漁業協定を、以前伊、英二國又はイタリア、ユーゴ二國間に適用されてきた原則に従つて締結すべきことを平和條約に規定すべき要あることを説き、又同様の協定がギリシヤ及びアルバニアとも結ばれるべき旨規定されるべきことを希望した。

このイタリア側の希望も平和條約には採択されてゐないが、千島、南西諸島、その他について同様の問題を有する日本の立場にかんがみ、注目すべきであらう。

三條、條約第十四條（草案第十二條、十條）  
 ドデカネーゼ諸島の住民の取扱の特例（草案第十二條、十條）  
 リア人が他の割譲地住民と同列にイタリア國籍を選択するときは送還される建前になつてゐるのは、同諸島在任イタリア人が同地において経済的、文化的に貢献した事蹟に照らし、アングジャスト」だと主張し、同地住民については國籍選択のことにふれず、同地に残留し得ることとし、自己の文化的、

教育機關を保持し得るようになることを希望してゐる。本件に於いては、イタリア側は予め各全權國にたいし、ローヂス島に於けるイタリア人の業蹟を詳述した出版物を配布し、これを引用して、同地におけるイタリア人は利己的な搾取は夢想だにせず、専ら關係地住民の福祉を念頭に置いていた旨を力説してゐる。わが國の場合も南西諸島、小笠原等については同様の問題が生ずる可能性があり、更に進んで小笠原等の如く戦争中内地へ避難して來た者の原住地復歸の問題を伴つてである。尤もこの点に關するイタリア側の希望も條約には採択されてゐない。

四、アルバニア問題（草案第二十一條、第二十六條、條約第二十七條、第三十二條）  
 エテイオピア問題（草案第二十七條、第三十一條、條約第三十三條、第三十八條）  
 この二問題に關するイタリアの見解は、わが國の場合にも朝鮮に關連し参考になる点が多い。

（イ）まずアルバニアにおけるイタリア國有財産の放棄に關してかかる規定は、アルバニアにおけるイタリアの全活動がアルバニアの利益に反して行われたとの想定に立つものである。わが國の経済活動は國際連盟の勸告に従つていたと論じ、イタリアとアルバニアと稱する書籍（全權國に配布され

(ロ) てたらしい(一)を引用して、  
 の莫大なる貢賦に言及し、この点については別に証拠とな  
 る書類を提出して、その注目すべきものである。この貢賦は  
 アルバニアの賠償要求額を遙に上回るものである。この貢賦は  
 ならず、アルバニアの請求権との相殺の規定もない。かかる  
 国際法の一般原則及び以前に諸平和條約における慣例に  
 反すとして、アルバニアに譲渡すべき財産の價格をイタ  
 リアのために貸記し、アルバニアの対伊請求権との間に相  
 殺計算をすべきことを提案して、伊請求権との間に相  
 討の將來朝鮮が賠償要求を出せば、又は朝鮮との債務継承  
 問題の処理に際し、わが國として、イタリヤと全く同様の立  
 場に出されるであろう。この点に關するイタリヤの主張も  
 通つていない。この点に關するイタリヤの主張も  
 又アルバニアが同國內におけるイタリヤ人の特許、特権を  
 無効にし、又は變更するに關しては、かかる規定  
 承認しなればならないと主張するに關しては、かかる規定  
 は一國家間の關係を律する原則に反し、法の衡平の原  
 則に一致せずと攻撃し、進んでアルバニアの措置により  
 權利に影響を被るイタリヤ人に対し補償すべき旨主張して  
 いる。この点の主張も採択されては、わが國の場合  
 も旧領土における私有財産の処分に關係し、同様の問題がある。

様のおエテイオビアについても以上(ロ)の諸点について同様の議論をして、

四 割譲地住民の身分(草案第十三條、條約第十九條)  
 本件、特に住民の選拔行使の問題に關し、日本の場合に  
 つて参考となると思われ、草案が選拔行使の條件、監  
 督等における選拔権、一九二二年五月ジュネーヴにおける  
 ア等採択された原則に従つた所定の保障が必要であると  
 定等採択された原則に従つた所定の保障が必要であると  
 選拔行使の條件及び本件に關し、生起する紛争の解決は平和條  
 約與後三ヶ月以内の間に四箇國大使の主宰の下に締結されべき  
 協定に從うべき旨の提案をなして、得よう。しかしこの提案も採  
 択されては、國の場合も問題となし得よう。しかしこの提案も採  
 択されては、國の場合も問題となし得よう。しかしこの提案も採  
 案は、人権並びに表現の自由、出版及び公表の自由、宗敎的禮  
 拜の自由、政治的意見の自由及び公然の集會の自由を含む基本  
 的自由の享有を擧げて、自由の保持及び自國語の自由使用の權利を特記  
 文化的、教育的機關の保持及び自國語の自由使用の權利を特記  
 採択される。この点は、わが國の旧植民地以外の被割譲地域につ  
 ても問題になり得る点である。

はされなかつた。しかし同國が日本との關係を如何に見ているかを示すものとして注目する。つたが故に問題は一層重大であり、かかる條項は法の原則に反するとし、対日独宣戰後の兩國との法的關係は、イタリアが直接に參加する平和條約によつてのみ終局に導かれるものであり、このことは連合國がイタリアを共同交戰國として認めたとの論理的締結であり、平和條約によつてイタリア國の対日独平和條約參加に關する権利を奪うことはデアシチアにされないとしている。

又イタリア國が日独に對し請求権を有する点も考慮される要ありとし、更にイタリアと戰爭状態になかつた國やオーストリアの如く独逸側に立つて戰つた國すら對伊平和條約に對する見解表明の機会があたえられたのに、共同交戰國たるイタリアが「これら諸國より不利な地位に立たされる理由を諒解し得ない」と結んでいる。

マコンゴ盆地諸條約(草案第三十五條、條約第四十二條)件に關しては、イタリアは、國連加入後は本件に關するいかなる將來の協定にも參加方招請されるべき旨の規定を挿入することを希望している。日本も一九一九年のマコンゴ盆地條約に加入

人権及び基本的自由の尊重(草案第十四條、條約第十五條)理念であり、又フアシスト政治下以外のイタリアにおける基本理念であつたから、今更條約に規定するのは余計なこと(スエーデンの主張によつて連合國にイタリアの内政干渉の口実をあたえ、イタリアは國聯加入後、國際連合の下に締結されるべきこの點に關する一般協定に加入すべく、それ以前においても他の國聯連合加盟國と同じ義務を引き受ける用意あり、イタリアが國連に加入した點は、この規定の効力が終了するのでなければ、かかる規定を平和條約に挿入することはデアシチアにされないとしている。

日本の場合についても示唆深いケースであらう。

六 他極軸國との平和條約の承認(特に日、独との平和條約承認)草案第十五條、條約第十八條)この條は、イタリアの利益に相當の關係ある他の極軸四カ國及び日、独、英との平和條約を、その將來の内容も知らず、その起草にも參加せず、事前に承認することを意味するとして、その不合理を責めてゐるが、本條に關するイタリア側の見解は採択

しているから、この点参考にならう。このイタリアの提議も條約中には挿入されなかつた。

ハ二國間條約(草案第三十七條、條約第四十四條)草案が、戰勝國が戰前の二國間條約中復活を欲するものを通告し、これを國連に登録する種前になつてゐるのに対し、イタリアは逆に戰勝國が復活を欲しないのみを通告し、通告のない條約を國連に登録するといふ逆の方式を希望してゐるが、この希望も採択されてゐない。

六 戰爭犯罪人(草案第三十八條、條約第四十五條)草案は單に戰犯として告發された者の逮捕、引渡の義務を規定してゐるが、これでは聯合國側の恣意的な申出をチェックする保障がないとして、聯合國側の本件に關する要求は、四國大使によつて「スクリーン」され、各ケース毎に四國大使の承認を要することを提案し、更に引き渡すべき法廷についても「公平の保障」(ギランチ・オヴ・インパシヤリチー)がなくてはならず、法廷は國際法廷であり、且つその構成及び手續は四國もイタリア國の協定によることを希望してゐる。この申出は採択されてゐないが、講和條約後の戰犯取扱は、當然占領期間のそれと異なるべく、極東委員会においても各國別の法廷へ戰犯を引き渡す件を規定してゐるが、講和條約後は、イタリア

の前記の申出と同様の參酌を加うべきことのアドヴァイザビリチーを考慮する要があるう。  
以上

7

昭和二十四年一月

パリ平和会議において表明された  
イタリア政府の意見(二)

「経済条項及び賠償条項」

除 第7回公開

取扱注意

条約局 条約課

目次

- 一 平和条約の経済条項に関する一般的陳述
- 二 賠償
- 三 取りやく軍物返還
- 四 請求権の放棄一その一
- 五 同一その二
- 六 同一その三
- 七 同一その四
- 八 イタリア国内における連合國財産の返還、補償
- 九 連合國領域内にあるイタリア財産の留置、清算
- 十 領土地に関する経済、財政条項
- 十一 一定の種類の財産に関する特別規定
- 十二 捕獲棄置所及び判決

平和條約草案に対するイタリヤ國政府陳述書  
（經濟條項及び附屬事宜）

平和條約の經濟條項に關する一般的陳述  
イタリヤ國は、經濟條項を各條ごとに検討する前に、經濟條項全體として考慮を要すとの理解に立ち、先ずイタリヤ國の經濟情勢を陳述することにより、草案のままで履行不可能なるゆゑんを示そうとする旨述べている。そして經濟の正常化なくしてイタリヤ國の政治上、社会上の安定もあり得ないとして、平和條約の及ぼす經濟的影響につき、(1)イタリヤ國の戰爭被害(2)イタリヤ國の經濟財政狀況、(3)平和條約の規定するイタリヤ國の請求權放棄、(4)平和條約の課する負担の四項に分けて、イタリヤ國の立場を概説している。

(1)イタリヤ國の戰爭被害等  
この項でイタリヤ國が各分野において蒙つた戰爭被害を家屋、交通、船舶、産業施設等につき例示的に数字をあげて説明し、更にその最少限度の修復に要する費用を擧げてゐる。

(2)經濟財政の現状  
この項では國家財政、内債、通貨流通量、國庫收支の逆調の各分野についてイタリヤ國の窮狀を訴へ、特に國庫收支の點については、イタリヤ國の最低必要食糧確保のためにも外國のクレジット・ト・供與を受ける要があることを訴へてゐる。この不注目すべく、最後にイタリヤ國は平和條約によつて現在の不

安な狀況を終焉し、共同交戦國の地位に對してなされた連會國條約の約束が確認せられるべしとの期待の下に耐乏生活を脱却してきたのに、その期待は裏切られることとなるであろうと結んでゐる。

三 イタリヤ國請求權の放棄  
この項では、イタリヤ國の復興を妨げる要因として、(1)領土喪失に基づく損失(2)對独請求權の放棄の不当(3)連合國條約に違反したところが多い。(4)の旧領土關係損失について、領土關係の理由、根拠等について、争わなかつて、その喪失がイタリヤ國の困難を激化するといふ事實は、事實として否認できないとして、關係地境における公共事業、私的投資その他について、數字をあげて説明しているのは興味深い。ただ請求權放棄の項のうちに、この問題をとりあげられることは、草案の意圖に對し、(四)平和條約による新負担  
この項の下では次の各点を指摘してゐる。

(1)賠償は、割譲領土における財産の無償譲渡と切り離して考へられるべきでないことを繰り返してゐる。  
(2)イタリヤ國が共同交戦國になつてからの連合國條約

